

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 5月29日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第10号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年香川県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 略</p> <p>第15条 略</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 条例第7条第9項に規定する再任用職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の93以上100分の150以下(2) 勤務成績が優秀な職員 100分の82.5以上100分の93未満(3) 勤務成績が良好な職員 100分の72(4) 勤務成績が良好でない職員 100分の72未満 <p>2 略</p> <p>第15条 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 勤務成績が優秀な職員 6月に支給する場合には100分の35超、12月に支給する場合には100分の40超(2) 勤務成績が良好な職員 6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40(3) 勤務成績が良好でない職員 6月に支給する場合には100分の35未満、12月に支給する場合には100分の40未満 <p>2 略</p>

附 則

2 略

3 平成21年6月に支給する勤勉手当の成績率に関する第14条第1項及び第15条第1項の規定の適用については、第14条第1項第1号中「100分の93以上100分の150以下」とあるのは「100分の87以上100分の140以下」と、同項第2号中「100分の82.5以上100分の93未満」とあるのは「100分の77以上100分の87未満」と、同項第3号中「100分の72」とあるのは「100分の67」と、同項第4号中「100分の72未満」とあるのは「100分の67未満」と、第15条第1項第1号中「100分の35超」とあるのは「100分の30超」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、同項第3号中「100分の35未満」とあるのは「100分の30未満」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

2 略